

# 自己負担割合が変わる方に後期高齢者医療被保険者証(保険証)をお送りします

後期高齢者医療制度の自己負担割合は、毎年8月1日を基準日として決定しています。

8月1日から自己負担割合が変わる方には、新しい保険証を7月下旬頃(以降)に簡易書留郵便でお送りします。届きましたら、氏名・生年月日・自己負担割合などの記載内容をご確認ください。

なお、有効期限が切れた後は、内容が読み取れないように、細断して処分していただくか、住民課総合窓口・子ども家庭支援センター(古里出張所)までご返還ください。古い保険証をそのまま使用しますと、あとで差額分の支払いや払い戻しの手続きが必要となる場合があります。

自己負担割合が変わらない方は、これまでの保険証を引き続きお使いください。

**【有効期限】** 新しい保険者の有効期限は、令和6年7月31日までです。

**【負担割合】** 医療機関にかかる際の自己負担割合は、令和4年中の収入を基に算出した令和5年度の住民税課税所得によって決定されます。所得に応じた区分は、下表のとおりです。

判断基準	区分	自己負担割合
同じ世帯の被保険者の中に、住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合	現役並み所得者	3割
以下の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計額が、被保険者1人の場合は200万円以上(2人以上の場合は320万円以上)	一定以上所得のある方	2割
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満の場合、または上記①に該当するが②には該当しない場合	一般所得者等	1割

\* 新型コロナウイルス感染症などの影響により確定申告の期限延長を行った場合、今回事りする保険証の自己負担割合が暫定的なものとなる場合があります。所得確定後、保険証などの差し替えや返却をお願いする場合がありますのでご注意ください。

## 【3割負担の対象外となる場合があります】

住民税課税所得が145万円以上でも、つぎに該当する場合は3割負担の対象外となります。

- ① 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同じ世帯の被保険者の賦課のもとなる所得金額の合計額が、210万円以下の場合
- ② 令和4年1月から12月までの収入額が下記の条件を満たし、基準収入額適用申請を行って認定された場合

〔被保険者が1人〕  
収入額が383万円未満(383万円以上でも、同じ世帯に他の医療保険制度に加入する74歳の方がいる場合は、その方との収入合計額が520万円未満)

〔被保険者が2人以上〕  
被保険者全員の収入合計額が520万円未満

対象の方が条件を満たすことを町で確認できる場合

は、申請を不要としております。お送りする保険証の自己負担割合が軽減後のものとなっている場合がありますので、ご確認ください。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証の更新について

過去に交付されたことがあり、8月以降交付対象となる方には、新しい認定証を7月下旬頃にお送りします。新しい認定証が届きましたら、記載内容をご確認の上、ご不明な点は、お問い合わせ先までご連絡ください。

また、現在お使いの認定証は、有効期限が過ぎた8月1日以降、個人情報に留意の上、ご自身で破棄していただくか、住民課総合窓口係までご返却ください。

※問い合わせは、住民課 ☎ 83-2182

後期高齢者医療被保険者証の送付